

平塚市教育委員会 令和7年8月定例会

日 時：令和7年8月22日(金)14時00分から

場 所：平塚市役所本館7階720会議室

1 教育長報告

- (1) 金目中学校区地域教育力ネットワーク協議会の国土交通大臣表彰受賞について
- (2) その他

2 教育長臨時代理の報告

- (1) 報告第3号 令和7年度平塚市一般会計（教育関係）補正予算について
- (2) 報告第4号 旭地区第2次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例について
- (3) その他

3 陳情第2号 シックスクールマニュアル講習会の開催を求める陳情

4 その他

金目中学校区地域教育力ネットワーク協議会が 国土交通大臣表彰を受賞

金目中学校区地域教育力ネットワーク協議会が、令和 7 年度道路愛護等に顕著な功績のあった団体等に対する国土交通大臣表彰を受賞しました。同会は、平成 19 年度から県道 612 号上粕屋南金目線（南金目交差点～J A 湘南金目支店）の両側花壇に花植え、除草、水やりなどを実施しています。本市での同表彰の受賞は、平成 25 年度の下郷自治会以来、12 年ぶりとなります。

表彰式

日時 8 月 22 日（金）午前 11 時 30 分～

場所 神奈川県庁新庁舎 12 階大会議室（神奈川県横浜市中区日本大通 1）

金目中学校区地域教育力ネットワーク協議会の概要と特色ある事業

同会は平成 9 年度に金目中学校区青少年健全育成連絡協議会から改組して設立されました。地域社会の中で、金目中学校区の子どもたちが世代間交流、生活体験、社会体験、自然体験、ボランティア体験などを積み重ね、「生きる力」をはぐくむことができるよう、次世代を担う子どもたちの教育環境づくりを目指して「通学合宿」、「灯ろう流し」、「芸術文化子ども体験教室」などさまざまな活動を行っています。

道路愛護等に顕著な功績のあった団体等に対する国土交通大臣表彰

国土交通省では、8 月 1 日から 8 月 31 日までの 1 か月間を「道路ふれあい月間」とし、その行事の一環として、道路交通の安全、道路の正しい利用、道路愛護等の活動を行い、功績が特に顕著な民間の団体または個人を表彰しています。この表彰は昭和 33 年度に創設され、令和 7 年度は神奈川県内で 3 団体、全国で 91 団体、9 個人が選ばれました。

令和7年度平塚市一般会計（教育関係）補正予算について

平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和37年教委規則第4号）
第2条第2項の規定により、次のとおり令和7年度平塚市一般会計（教育関係）補正予算
について事務を臨時に代理し、市長に申出したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年8月22日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅裕

記

(単位:千円)					
歳入	款	項	既定予算額	補正要求額	計
	14 使用料及び手数料	1 使用料	70,994	0	70,994
	15 国庫支出金	2 国庫補助金	19,806	0	19,806
	16 県支出金	2 県補助金	7,091	0	7,091
	17 財産収入	2 財産売払収入	5,410	0	5,410
	18 寄附金	1 寄附金	1,505	100	1,605
	19 繰入金	1 基金繰入金	593,651	0	593,651
	21 諸収入	5 雑入	1,042,726	2,709	1,045,435
	22 市債	1 市債	1,277,100	0	1,277,100
歳入合計			3,018,283	2,809	3,021,092

(単位:千円)					
歳 出	款	項	既定予算額	補正要求額	計
	10 教育費	1 教育総務費	4,758,722	21,896	4,780,618
		2 小学校費	2,100,825	8,013	2,108,838
		3 中学校費	869,554	0	869,554
		4 幼稚園費	88,311	5,953	94,264
		5 社会教育費	2,685,876	20,207	2,706,083
		6 保健体育費	270,121	0	270,121
	歳 出 合 計		10,773,409	56,069	10,829,478

歳入予算要求明細

款 項 目		既定 予算額	補正 予算額	計
18 款	寄附金	1,505	100	1,605
	1 項 寄附金	1,505	100	1,605
	5 目 教育費寄附金	1,505	100	1,605
21 款	諸収入	1,042,726	2,709	1,045,435
	5 項 雑入	1,042,726	2,709	1,045,435
	2 目 雑入	1,042,726	2,709	1,045,435

(単位:千円)

節		内容
区分	金額	
3 小学校費寄附金	100	企業版ふるさと納税寄附金 100
9 教育費雑入	2,709	教職員等学校給食費 (小学校教員等) 物価高騰に伴う自己負担 1,620
		教職員等学校給食費 (中学校教員等) 物価高騰に伴う自己負担 1,089

歳出予算要求明細

款 項 目 (事業)	既定額	要求額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	10,773,409	56,069	10,829,478	25,724	0	23,016	7,329
1 教育総務費	4,758,722	21,896	4,780,618	19,771	0	2,709	△ 584
3 学校給食費	1,952,183	22,480	1,974,663	19,771	0	2,709	0
3 学校給食管理事業 (学校給食課)							
	1,001,747	22,480	1,024,227	19,771 国庫補助金 19,771	0	2,709	0
9 子ども教育相談センター費	267,467	△ 584	266,883	0	0	0	△ 584
3 介助員派遣事業							
	168,669	△ 584	168,085	0	0	0	△ 584
2 小学校費	2,100,825	8,013	2,108,838	0	0	100	7,913
1 学校管理費	2,068,434	8,013	2,076,447	0	0	100	7,913
5 単独調理場運営事業							
	238,570	7,913	246,483	0	0	0	7,913
2 教育振興費	5,391	0	5,391	0	0	100	0
1 通級指導教室運営事業							
	526	100	626	0	0	100	0
4 幼稚園費	88,311	5,953	94,264	5,953	0	0	0
1 幼稚園費	88,311	5,953	94,264	5,953	0	0	0
5 幼稚園運営補助事業 (学務課)							
	9,640	5,953	15,593	5,953 国庫補助金 5,953	0	0	0
5 社会教育費	2,685,876	20,207	2,706,083	0	0	20,207	0
4 博物館費	92,600	20,207	112,807	0	0	20,207	0
4 博物館管理事業							
	58,576	20,207	78,783	0	0	20,207	0

(単位:千円)

節 細節 金額		内 容
物価高騰に対応するための給食材料費を増額補正します。		
10 需用費	22,480	
8 給食材料費	22,480	物価高騰に対応するための給食材料費
会計年度任用職員の減少に伴い、減額補正をするとともに、医療的ケア児の外部支援を延長するため、増額補正をします。		
1 報酬	△ 2,450	
2 会計年度任用職員報酬	△ 2,450	医療的ケア看護師派遣委託活用のため減額
12 委託料	1,866	
90 その他委託料	1,866	医療的ケア看護師一部業務委託の延長
老朽化した大型厨房機器を更新するため、増額補正をします。		
17 備品購入費	7,913	
1 備品購入費 (1件100万円以上)	7,298	山下小学校調理場 ガス回転釜5台
2 備品購入費 (1件50万円以上100万円未満)	615	勝原小学校調理場 包丁まな板殺菌庫
教育振興のための指定寄附金を活用して通級指導教室で使用する器材を購入するため、増額補正をします。		
10 需用費	100	
1 消耗品費	100	補聴器の購入
私立幼稚園等の食材料費に係る物価高騰分を助成するため増額補正をします。		
18 負担金、補助及び交付金	5,953	
10 補助金	5,953	幼稚園食材料費高騰対策事業補助金 (国庫補助金追加分)
博物館の建物劣化度等調査を行うため、増額補正をします。		
12 委託料	20,207	
6 建設事業委託料		建物劣化度等調査業務委託

報告第 4 号

旭地区第 2 次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する
条例について

平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 3 7 年教委規則第 4 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり、旭地区第 2 次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例について、事務を臨時に代理し、市長に申出したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 2 2 日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉 野 雅 裕

旭地区第2次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（平塚市放課後児童クラブ条例の一部改正）

第1条 平塚市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「平塚市河内359番地の6」を「平塚市河内一丁目3番15号」に、「平塚市纏226番地」を「平塚市纏三丁目21番1号」に改める。

（平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例の一部改正）

第2条 平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5期事業の項中「徳延」を「徳延一丁目、徳延二丁目、徳延三丁目」に、「及び日向岡二丁目」を「、日向岡二丁目、纏一丁目、纏三丁目及び河内一丁目」に、「纏」を「纏二丁目、纏四丁目」に、「河内」を「河内二丁目」に改め、同表第6期事業の項中「纏、河内」を「纏四丁目、河内二丁目」に改める。

（平塚市立の学校の設置に関する条例の一部改正）

第3条 平塚市立の学校の設置に関する条例（昭和39年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「平塚市河内307番地」を「平塚市河内一丁目4番1号」に、「平塚市纏226番地」を「平塚市纏三丁目21番1号」に改める。

（平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正）

第4条 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和41年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「平塚市河内440番地」を「平塚市河内一丁目32番14号」に改める。

（平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正）

第5条 平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例（昭和40年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「平塚市河内307番地」を「平塚市河内一丁目4番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 4 日から施行する。

旭地区第2次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例に伴う新旧対照表

第1条関係(平塚市放課後児童クラブ条例の一部改正)

——— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨																				
別表(第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>旭小学校区放課後児童クラブ</td><td>平塚市河内359番地の6</td></tr><tr><td>松延小学校区放課後児童クラブ</td><td>平塚市纏226番地</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table>	名称	位置	省略		旭小学校区放課後児童クラブ	平塚市河内359番地の6	松延小学校区放課後児童クラブ	平塚市纏226番地	省略		別表(第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>旭小学校区放課後児童クラブ</td><td>平塚市河内一丁目3番15号</td></tr><tr><td>松延小学校区放課後児童クラブ</td><td>平塚市纏三丁目21番1号</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table>	名称	位置	省略		旭小学校区放課後児童クラブ	平塚市河内一丁目3番15号	松延小学校区放課後児童クラブ	平塚市纏三丁目21番1号	省略		徳延地区、纏地区及び河内地区の全部並びに公所地区、根坂間地区及び万田地区の一部における住居表示の実施に伴い、規定を整備する。
名称	位置																					
省略																						
旭小学校区放課後児童クラブ	平塚市河内359番地の6																					
松延小学校区放課後児童クラブ	平塚市纏226番地																					
省略																						
名称	位置																					
省略																						
旭小学校区放課後児童クラブ	平塚市河内一丁目3番15号																					
松延小学校区放課後児童クラブ	平塚市纏三丁目21番1号																					
省略																						

現 行				改 正 案				改正要旨
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)				
区分	実施区域	基本負担金	増負担金	区分	実施区域	基本負担金	増負担金	
省略				省略				
第5期事業	唐ヶ原、南原四丁目、御殿四丁目、豊田平等寺、豊田宮下、ふじみ野一丁目、ふじみ野二丁目、めぐみが丘一丁目、めぐみが丘二丁目、北金目一丁目、北金目四丁目、真田二丁目、真田四丁目、山下一丁目、山下二丁目、山下三丁目、万田一丁目、万田二丁目、 <u>徳延、高村、日向岡一丁目及び日向岡二丁目</u> の全部並びに中原下宿、南豊田、豊田小嶺、豊田本郷、北豊田、岡崎、長持、寺田縄、入野、飯島、広川、片岡、南金目、北金目二丁目、北金目三丁目、真田一丁目、真田三丁目、 <u>纏</u> 、公所、根坂間、出縄、万田三丁目、高根一丁目、高根二丁目及び河内の	受益地1平方メートル当たり 339円		第5期事業	唐ヶ原、南原四丁目、御殿四丁目、豊田平等寺、豊田宮下、ふじみ野一丁目、ふじみ野二丁目、めぐみが丘一丁目、めぐみが丘二丁目、北金目一丁目、北金目四丁目、真田二丁目、真田四丁目、山下一丁目、山下二丁目、山下三丁目、万田一丁目、万田二丁目、 <u>徳延一丁目、徳延二丁目、徳延三丁目、高村、日向岡一丁目、日向岡二丁目、纏一丁目、纏三丁目及び河内一丁目</u> の全部並びに中原下宿、南豊田、豊田小嶺、豊田本郷、北豊田、岡崎、長持、寺田縄、入野、飯島、広川、片岡、南金目、北金目二丁目、北金目三丁目、真田一丁目、真田三丁目、 <u>纏二丁</u>	受益地1平方メートル当たり 339円		

現 行				改 正 案				改正要旨
		一部						
第 6 期 事業	高根三丁目の全部並びに 大神一丁目、田村一丁目、 田村二丁目、田村三丁目、 田村四丁目、横内、東真土 四丁目、西真土二丁目、西 真土三丁目、西真土四丁 目、入野、寺田縄、飯島、 根坂間、万田三丁目、高根 一丁目、高根二丁目、岡崎、 出縄、豊田本郷、豊田打間 木、東豊田、下島、小鍋島、 大島、豊田小嶺、北豊田、 南豊田、城所、長持、 <u>纏</u> 、 <u>河内</u> 、公所、広川、片岡、 北金目、北金目二丁目、北 金目三丁目、南金目、千須 谷及び真田一丁目の一部	受 益 地 1 平 方メートル 当 たり 36 6円		第 6 期 事業	高根三丁目の全部並びに 大神一丁目、田村一丁目、 田村二丁目、田村三丁目、 田村四丁目、横内、東真土 四丁目、西真土二丁目、西 真土三丁目、西真土四丁 目、入野、寺田縄、飯島、 根坂間、万田三丁目、高根 一丁目、高根二丁目、岡崎、 出縄、豊田本郷、豊田打間 木、東豊田、下島、小鍋島、 大島、豊田小嶺、北豊田、 南豊田、城所、長持、 <u>纏四</u> <u>丁目</u> 、 <u>河内二丁目</u> 、公所、 広川、片岡、北金目、北金 目二丁目、北金目三丁目、 南金目、千須谷及び真田一 丁目の一部	受 益 地 1 平 方メートル 当 たり 36 6円		
省略				省略				

第3条関係(平塚市立の学校の設置に関する条例の一部改正)

——— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨																								
別表第1(小学校)	別表第1(小学校)																									
<table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>平塚市立旭小学校</td><td><u>平塚市河内307番地</u></td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>平塚市立松延小学校</td><td><u>平塚市纏226番地</u></td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table>	名称	位置	省略		平塚市立旭小学校	<u>平塚市河内307番地</u>	省略		平塚市立松延小学校	<u>平塚市纏226番地</u>	省略		<table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>平塚市立旭小学校</td><td><u>平塚市河内一丁目4番1号</u></td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>平塚市立松延小学校</td><td><u>平塚市纏三丁目21番1号</u></td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table>	名称	位置	省略		平塚市立旭小学校	<u>平塚市河内一丁目4番1号</u>	省略		平塚市立松延小学校	<u>平塚市纏三丁目21番1号</u>	省略		
名称	位置																									
省略																										
平塚市立旭小学校	<u>平塚市河内307番地</u>																									
省略																										
平塚市立松延小学校	<u>平塚市纏226番地</u>																									
省略																										
名称	位置																									
省略																										
平塚市立旭小学校	<u>平塚市河内一丁目4番1号</u>																									
省略																										
平塚市立松延小学校	<u>平塚市纏三丁目21番1号</u>																									
省略																										

第4条関係(平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

——— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨																
(設置) 第2条 本市は、公民館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>平塚市立旭北公民館</td><td><u>平塚市河内440番地</u></td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table> 2 省略	名 称	位 置	省略		平塚市立旭北公民館	<u>平塚市河内440番地</u>	省略		(設置) 第2条 本市は、公民館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>平塚市立旭北公民館</td><td><u>平塚市河内一丁目32番14号</u></td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table> 2 省略	名 称	位 置	省略		平塚市立旭北公民館	<u>平塚市河内一丁目32番14号</u>	省略		
名 称	位 置																	
省略																		
平塚市立旭北公民館	<u>平塚市河内440番地</u>																	
省略																		
名 称	位 置																	
省略																		
平塚市立旭北公民館	<u>平塚市河内一丁目32番14号</u>																	
省略																		

現 行	改 正 案	改正要旨																
(設置) 第2条 省略 2 体育施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>旭小学校運動場夜間照明施設</td><td>平塚市河内307番地</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table>	名称	位置	省略		旭小学校運動場夜間照明施設	平塚市河内307番地	省略		(設置) 第2条 省略 2 体育施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr><tr><td>旭小学校運動場夜間照明施設</td><td>平塚市河内一丁目4番1号</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table>	名称	位置	省略		旭小学校運動場夜間照明施設	平塚市河内一丁目4番1号	省略		
名称	位置																	
省略																		
旭小学校運動場夜間照明施設	平塚市河内307番地																	
省略																		
名称	位置																	
省略																		
旭小学校運動場夜間照明施設	平塚市河内一丁目4番1号																	
省略																		

議案第 17 号

平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉 野 雅 裕

平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）

平塚市教育委員会事務決裁規程（平成２７年教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

教育会館			○教育会館の管理運営
------	--	--	------------

」

を

「

教育会館			○教育会館の管理運営
文化公園会館			○文化公園会館の管理及び運営（勤労者関係団体及び青少年関係団体に係る運営に関する事務を除く。）

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和７年１０月１日から施行する。

平塚市教育委員会事務決裁規程の一部改正に伴う新旧対照表

——— 改正部分

現 行					改 正 案					改正要旨
別表第2(第4条関係)					別表第2(第4条関係)					文化公園会館の 管理及び運営に関 する事務につい て、一部を除き教 育委員会に委任さ れ、利用の申込み 等を開始すること に伴い、別表を整 備する。
主管課	決裁区分 決裁事項	教育長	主管部長	主管課長	主管課	決裁区分 決裁事項	教育長	主管部長	主管課長	
省略					省略					
教育研 究所	省略				教育研 究所	省略				
	教育会館			○教育会館の管理運 営		教育会館			○教育会館の管理運 営	
						文化公園会館			○文化公園会館の管 理及び運営(勤労 者関係団体及び青 少年関係団体に係 る運営に関する事 務を除く。)	
省略					省略					

陳 情 文 書 表

平塚市教育委員会令和 7 年 8 月定例会

受理番号 陳情第 2 号	受理年月日 令和 7 年 6 月 1 9 日	開催日 令和 7 年 8 月 2 2 日
件 名	シックスクールマニュアル講習会の開催を求める陳情	
陳 情 者	化学物質から健康を守る平塚の会	
陳情要旨 別紙陳情書のとおり		



陳 情 書

令和7年6月19日

平塚市教育長 吉野雅裕殿

陳情者

住 所 :

電話番号 :

団体名 : 化学物質から健康を守る平塚の会

氏 名 : 岸 紗綾 (代表) 石川純子

江口 ともこ 玉腰 了三

篠島 茜 箕田 常人

箕田 景子 井上 駿

シックスクールマニュアル講習会の開催を求める陳情

〈陳情事項〉

養護教諭を初めとする教職員を対象とした、シックスクールマニュアルについて学ぶ講習会の開催を求める

〈陳情の趣旨及び理由〉

平塚市には、化学物質過敏症等に悩む児童生徒等に対し適切な配慮を行うため「シックスクールマニュアル」が存在する。しかしながら「シックスクールマニュアル」自体の認知度が低く、また化学物質過敏症が特異な疾患であるためにマニュアルの内容を理解することが難しい。そのため当事者（児童生徒及び保護者）と学校との話し合いがスムーズに行われず、適切な配慮につながらない事案がある。

アレルギーのように理解が進めば、適切な配慮につながる可能性が高まると考えるため、事例の紹介や当事者からの説明も含め、養護教諭を初めとする教職員に向けた「シックスクールマニュアル」及び、化学物質過敏症と当該疾患患者への対応について学ぶ講習会の開催を求める。

また講習会は、まずは今年度中に一度開催し、その後は定期的に開催されることを求める。